

## 平成27年12月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成28年1月18日  
経 済 産 業 省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

平成27年12月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

### (1) 監視・取締り対応の取組

#### ①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。  
平成27年12月末までの累計で、指導を2,398件、措置請求を5件、勧告・公表を31件実施（公正取引委員会との合算（平成27年4月から12月まででは、670件の指導、2件の措置請求、12件の勧告を実施）。措置請求は中小企業庁、勧告・公表は公正取引委員会が実施。詳細は別紙）。  
※これまでに措置請求を行った5件は、公正取引委員会より勧告・公表が行われている。
- ・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請代金法による徹底した取締りを行う。

#### ②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。平成27年12月調査（書面調査）の結果について、平成28年1月18日（月）に公表。

【結果概要】（実施期間：平成27年12月1日～14日、回答数：9,038者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では84.7%、消費者向け取引では70.2%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、平成27年9月の同調査と比較して、それぞれ▲1.1pt、▲1.5ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.9%、消費者向け取引では6.2%で、平成27年9月の同調査と比較して、それぞれ+0.3pt、+0.2ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く65.9%。「本体価格と消費税額を分ける」が23.8%、「転嫁特措法等による取締り強化」が10.3%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く65.3%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が26.4%。

### ③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施（公正取引委員会と合同）

平成26年度に引き続き、平成27年度も中小企業・小規模事業者等に対する書面調査を実施し、これらによって把握した情報等に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処している。また、下請法の書面調査等を通じて、転嫁拒否行為等に関する情報が得られた場合にも、速やかな調査を行うなど、情報収集と迅速な対応に努めている。

- ・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対して、転嫁拒否に関する情報を収集するための大規模な書面調査を実施（平成27年4月以降、順次、調査票を発送し、年間を通じ調査を実施中）。
- ・取引の買手側である大規模小売事業者及び大企業等に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、書面調査を実施。

### ④転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁拒否行為に関する情報収集、相談対応のため、転嫁Gメンによるパトロール活動を実施中。
- ・事業者団体等に対する訪問活動（平成27年12月末現在1,676件）を実施し、会員事業者等に対して、特措法の周知や消費税転嫁拒否行為に関する情報提供並びに情報収集や相談対応等を実施。
- ・総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計14,147件（平成27年12月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。平成27年12月末までに計2,881件を訪問。
- ・信用金庫、信用組合に対する訪問を平成27年12月末までに計780件実施。

### ⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインの説明会、並びに、特定事業者の契約業務を担当・管理する者等を対象とした「消費税転嫁対策特別講習会」等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

※平成27年度は、下請ガイドライン説明会及び消費税転嫁対策特別講習会を計164回実施（平成27年12月末現在）。

## （2）広報・相談対応の取組

### ①広報対応

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（約109万部を配布済）。

※平成27年9月には、指導事例等を記載したポケット版のパンフレット

（「損をしない消費税転嫁対策」）の作成、手引き及びマニュアルの刷新を行い、中小企業団体等への配布やウェブサイトへの掲載を行っている。

- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためのポスターや事業者に適正な転嫁を呼びかけるポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布（約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布済）。
- ・「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」として消費税の適切な転嫁への理解を深めことなどを目的としたフォーラムを独立行政法人中小企業基盤整備機構主催で実施（全国6カ所）。平成28年1月にも全国9カ所で実施予定。

## ②事業者からの相談対応

- ・中小企業4団体において相談窓口を設置（2,324箇所）し、平成27年12月末までに約168万件の相談対応を実施。
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を平成27年12月末までに約2万回実施、約47万人が参加。
- ・中小企業の取引上の悩み相談を受け付けている「下請かけこみ寺」に設置している消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口にて、各種相談を受付。平成27年度は、ラジオCMや雑誌広告等を通じて周知に努めている。
- ・中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。これまで通り、電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

電話番号 03-3501-1502